



地域包括支援センターだより



今回は「高齢者虐待の発生防止と早期発見」に関する記事を掲載しています。

高齢者虐待ってな～に？



岡山市地域包括支援センター
キャラクター ほうほう

「高齢者虐待防止法」では高齢者（65歳以上の人）に対する家族などの養護者または
要介護施設従事者などによる次のような行為を**高齢者虐待**と定義しています。

身体的虐待

- ・たたく、つねる、蹴る
- ・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に与える など



心理的虐待

- ・怒鳴る、ののしる、無視する
- ・排泄などの失敗に対し高齢者に恥をかかせる など

介護・世話の放棄・放任

- ・空腹、脱水、栄養失調の状態のままにする
- ・必要な医療や介護サービスの利用を制限する など



経済的虐待

- ・生活費を渡さない
- ・年金や貯金を本人の意思や利益に反して使用する など

性的虐待

- ・懲罰的に下半身を裸にして放置する
- ・わいせつな行為をしたり、強要する など

虐待を受けている高齢者や認知症等の介護に疲れた家族の
「サイン」を見逃さないことが虐待を防ぐ第一歩です。

